



電帳法のあらまし



小山僚子税理士事務所
税理士 小山僚子

電帳法の森には、3種類の猛獣がおりました

- ① “チョーボー”（元帳などの帳簿、決算書類）
自らが育てた猛獣
- ② “スツキヤナー”（紙でもらう領収書類）
リアルにやってくる
そして溜まっていく猛獣たち
- ③ “トリヒキー”（電子取引データ）
パソコンの中にしか存在しない
いわばバーチャルアニマル

あなたはどの猛獣と戦いますか？ 選ぶ番号で、戦い方は違ってきます

① “チョーボー” 紙でOK

② “スツキヤナー” 紙でOK

①② データ保存はやりたい人だけ
義務ではない

紙の保存（今）のままでも構わない

あなたはどの猛獣と戦いますか？
選ぶ番号で、戦い方は違ってきます

③ “トリヒキー” 令和6年1月1日 から
データ保存義務化！

だってパソコンの中にしか存在しない
→わざわざ紙に印刷することはない

ですが・・・

あなたはどの猛獣と戦いますか？

③ “トリヒキー” （電子のみ取引データ）

Amazon、楽天等ネットでの買い物
航空会社のサイトで購入したeチケット
メール添付やefaxでやり取りする
注文書・請求書・領収書等

原則：改ざん防止措置 タイムスタンプや事務処理規程
検索機能 日付等ごとに整理して保存

あなたはどの猛獣と戦いますか？

③ “トリヒキー” （電子のみ取引データ）

猶予措置：

「システム対応が間に合っていない」
という理由がある場合

例えばメール等を消去せず保存しておき、
税務調査の際に渡せば、

事務処理規程も検索機能もなくともOK！

になりました・・・

あなたはどの猛獣と戦いますか？

③ “トリヒキー” （電子のみ取引データ）

ただし！

- ・ 電子取引データが何か、を理解する
- ・ 保存場所を決めてひたすら保存する

ことは、最低限必要になります。

電帳法についてのご質問

1, タイムスタンプは絶対に必要なのか？ “過去の改変ができないメール”での代用はダメ？

何を保存するのか？

メールで来るということは・・・

③トリヒキー（電子のみ取引のデータ）

→猶予措置を使うなら、メールに添付されたPDFを決めた保存場所に保存さえしておけばよい

→原則 改ざん防止：タイムスタンプ又は国税庁HPにあるひな形の規程設置

検索機能：前々年売上5000万円以下なら保存のみ
（検索要らない）

電帳法についてのご質問

2, 電子帳簿保存法 / 要件 / 訂正・削除履歴の確保
(帳簿) とは、クラウドの会計ソフトを使用していればOK
でしょうか？

保存するのは

① チョーボー (作成する帳簿)

紙でよいが、「データで保存したい」というご意向なら

会計ソフト・・・「優良帳簿設定」あり

訂正・削除履歴が確認出来る設定

期首に設定必要

ただし優良帳簿でなくても (訂正・削除履歴なしでも) マ
ニュアル・ディスプレイ・税務調査で渡せるならOK

電帳法についてのご質問

3, 経費となる紙の領収書などは、スキャンしてデータ保存。となるようですが、それらは自分のパソコンに保存されていれば良いということでしょうか？

保存するのは

②スキャナー（紙でもらう領収書類）

紙でよいが、「データで保存したい」というご意向なら

タイムスタンプか、訂正削除履歴が残るシステム

=クラウド保存が必要

追加の経費がかかると思われる

電帳法についてのご質問

4, 月々の売上件数が一桁ですが、電子帳簿が必要ですか？
現在は、エクセル記帳をしています。

保存するのは

① **チョーボー** (作成する帳簿)

紙でよいが、「データで保存したい」というご意向なら

要件：複式簿記で貸借対照表が出来るシステムで作成された
帳簿

エクセルは・・・？

電帳法についてのご質問

5, 「インボイスは登録済み、消費税は簡易課税制度に登録済みです。

そこで、簡易課税の人はインボイスの電子帳簿保存は必要なのでしょうか？現物保存ではだめなのでしょうか？」

保存するのは「自社の発行するインボイス」控
(受け取る方は簡易課税だとインボイス不要)

① チョーボー (作成する帳簿)

紙で発行・・・紙で保存でよい

電子インボイスで発行・・・データ (PDF) のまま決めた場所に保存

「みんな違ってみんないい」

制度をよく知って、決断するのは
経営者であるあなた自身です

